

平成30年9月6日

第88回 神戸市個人情報保護審議会

児童相談システムの改修について

(こども家庭局)

神こここ第 2358 号

平成 30 年 9 月 4 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、
貴会の意見を求めます。

記

児童相談システムの改修について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限に関して」)

担当：こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課

児童相談システムの改修について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの
下線部は今回追加される情報項目

1 基本情報

- ・子の所属
- ・親権者名
- ・生計中心者
- ・氏名 (漢字/カナ氏名/アルファベット氏名/通称名)
- ・性別
- ・生年月日
- ・年齢
- ・住記世帯番号
- ・住記個人番号
- ・世帯主氏名
- ・家族の職業等
- ・電話番号/緊急連絡先
- ・筆頭者
- ・住所 (郵便番号・現住所・本籍地・転前住所・転先住所・コード)
- ・続柄
- ・異動事由
- ・異動年月日
- ・住民年月日
- ・住民種別
- ・国籍
- ・経済状態
- ・担当名

2 妊娠届出書届出者情報

- ・交付年月日
- ・分娩予定日
- ・妊娠週数
- ・出生順位
- ◎健診受診状況
- ◎検査内容
 - ・妊娠前の身長・体重
 - ・妊娠および出産後の生活環境
- ◎不安・相談内容
- ◎既往・現病歴
- ◎継続支援の有無

3 妊婦健診受診者情報

・実施年月日

◎診察結果

◎総合所見

4 産婦健康診査受診者情報

・実施年月日

・実施場所

・分娩年月日

◎診査項目（問診・診察、体重・血圧測定、尿検査（蛋白・糖）、エジンバラ産後うつ病質問票）

◎診査結果（異常なし、継続フォロー。継続フォローの場合は「当院フォロー」「他科・他院紹介」「居住区へ情報提供」の該当項目）

◎産後うつ指標（エジンバラ産後うつ病質問票の結果）

5 新生児訪問指導・乳幼児健診受診者情報

・受診者問診情報

・問診票記入者

◎在胎週数

◎既往歴

◎家族歴

◎検査実施状況

◎産後うつ指標

◎健診受診歴

◎発達状況

◎身体状況

◎育児状況

◎食事状況

◎口腔関連状況

6 ◎児童福祉情報

・通告・相談経路 [民生・主任児童委員／近隣・知人／家族・親族／医療機関／警察／地縁組織／母子福祉施設／児童福祉施設・児童館／保育所／幼稚園／学校／他部・他課・区社協／児童本人／NPO・自主グループ等／他区こども家庭支援室／区子育て支援係／その他]

・通告・相談方法 [面接／電話／文書／訪問]

・通告・相談内容

・緊急度・重症度

・虐待者（主） [実父／実父以外の父親（内縁を含む）／実母／実母以外の母親／その他]

・虐待者（副） [実父／実父以外の父親（内縁を含む）／実母／実母以外の母親／その他]

・児童相談所への送致の状況

・虐待の外傷等の証拠写真

- ・世帯区分
- ・通告・相談年月日
- ・通告・相談者
- ・受理日
- ・虐待種別[身体的虐待／ネグレクト／心理的虐待／性的虐待／その他要観察家庭／特定妊婦]
- ・支援年月日
- ・支援方法[訪問／面接／電話／文書]
- ・支援内容・経過
- ・見守り状況[有／無]
- ・見守り機関[民生・主任児童委員／近隣・知人／家族・親族／医療機関／警察／地縁組織／母子福祉施設／児童福祉施設・児童館／保育所／幼稚園／学校／他部・他課・区社協／児童本人／NPO ・自主グループ等／その他]
- ・乳幼児健診未受診児対応状況
- ・終了年月日
- ・終了理由[改善／転出（市内，市外）／措置入所／死亡]

7 市民税情報

- ・保護者氏名（漢字・カナ）
- ・住所・方書
- ・生年月日
- ・年度
- ・市民税年額
- ・総所得金額等内訳
- ・控除額

8 子ども手当受給情報

- ・受給の有無
- ・受給開始日・消失日
- ・受給者名
- ・受給者の住所
- ・受給世帯構成

9 保育所入所状況

- ・入所の有無
- ・入所年月日
- ・入所児の氏名
- ・保護者の氏名
- ・入所保育所名
- ・兄弟の入所の有無

10 児童扶養手当受給情報

- ・受給の有無
- ・受給開始日・消失日

- ・受給者名
 - ・受給者の住所
 - ・受給世帯構成
 - ・子の父の氏名・住所
- 11 生活保護受給情報
- ・受給の有無
 - ・受給開始日・消失日
 - ・受給者名
 - ・受給者の住所
 - ・受給世帯構成
 - ・受給内容
- 12 婦人・母子相談情報
- ・婦人相談の有無
 - ・相談日・回数
 - ・相談者名
 - ・世帯構成
 - ・相談内容・対応状況
- 13 ◎身体障害者手帳情報
- ・手帳取得者名
 - ・等級
- 14 ◎療育手帳情報
- ・手帳取得の有無
 - ・手帳取得日
 - ・手帳取得者名
 - ・等級
- 15 ◎精神障害者保健福祉手帳情報
- ・手帳取得者名
 - ・等級
- 16 ◎保健情報基本項目
- ・世帯区分
 - ・要指導区分[感染症（患者，接触者）／結核（患者，DOTS，接触者）／HIV／肝炎／生活習慣病（～65，65～）／難病／公害／精神保健（老人精神保健，社会復帰，うつ病，アルコール，薬物，こころの健康，思春期，ひきこもり，自殺関連，自殺者の遺族，犯罪被害，その他）／障害（心身障害者，心身障害児，その他）／発達障害（18～）／介護者・介護に関すること／長期療養児（小慢）／妊婦（一般，ハイリスク，特定妊婦）／産婦（一般，ハイリスク，産後うつ）／未熟児／新生児（一般，要観察支援室）／乳児（一般，要観察支援室，要観察発育・発達フォロー，要観察

- その他・疾患・アレルギー) / 幼児 (一般, 要観察支援室, 要観察身体発育・発達フォロー, 要観察精神発達, 要観察その他・疾患・アレルギー) / 児童生徒 (一般, 要観察支援室, 要観察ひきこもり・不登校, 要観察非行, 要観察精神発達, 要観察その他・疾患・アレルギー) / 養育者・保護者 / DV / 予防接種 / その他の疾患 / その他]
- ・乳幼児区分 [一般 / 要観察 (要指導区分とリンク)]
- ・相談経路 [民生・主任児童委員 / 近隣・知人 / 家族・親族 / 医療機関 / 警察 / 地縁組織 / 母子福祉施設 / 児童福祉施設・児童館 / 保育所 / 幼稚園 / 学校 / 他部、他課、区社協 / 児童本人 / NPO・自主グループ等 / 他区 こども家庭支援室 / その他]
- ・把握年月日
- ・直近の保健指導年月日
- ・保健指導方法 [訪問 / 面接 / 電話 / 文書]
- ・継続の要否
- ・終了年月日
- ・終了理由 [継続不要 / 改善 / 転出 (市内, 市外) / 措置入所 / 死亡]

17 ◎相談

- ・児童記録票 (受付相談日、ケース番号、児童名、性別、生年月日、年齢、相談経路、相談内容、相談種別、虐待内容、主な虐待者、住所、続柄、電話番号、主訴、家族の状況)
- ・相談受理票 (他機関相談歴、当面とった処置、相談履歴、通告者)
- ・一時保護用相談受理票 (現在の指導状況、入所理由、職権保護有無、所内・委託区分、保護先名、交友関係、処置方針)
- ・社会診断 (ケースの概要・問題点、主訴・問題点の背景・原因・課題等、支援・援助方針・方法、施設利用の児童の意向・保護者の意思、短期目標、中期目標、長期目標、保護者との面接、外泊等の制限の有無)
- ・心理診断 (面接時の様子、検査の結果、所見)
- ・医学診断
- ・支援記録 (日時、方法、記録内容)
- ・障害児施設利用 (ケース番号、障害児の障害の種類・程度・その他の心身の状況、障害児の介護を行う者の状況、指定施設支援以外の保健医療サービス・福祉サービス等の利用の状況)
- ・一時保護所見 (保護理由、家族構成、児童の行動背景、方針、その他)
- ・(一時保護児童) 現況 (健康状態、医療・リハビリ、現在の状況、水分摂取、食事、食事の形態、排泄、視力、聴力、着脱衣、洗面等、ADL、意思疎通)
- ・緊急度アセスメント
- ・生育史 (胎生期、出生時、乳幼児期、修学以降)
- ・問題の発生、経過、相談歴
- ・環境 (家庭、近隣、両親の略歴、性格、親族の状況など)
- ・家庭復帰の適否を判断する指標グラフ
- ・母子訪問記録票 (ジェノグラム、支援目的、把握方法、受付年月日、出生時の状況、妊娠時の状況、社会資源の利用、主治医・連携機関、現況・既往歴、発達状況)
- ・通告・相談受理票 (虐待者氏名、通告・相談の経路、通告・相談者、虐待の事実・相談

- ・の状況、経過・経歴、現在の連携機関、通告者への対応、把握時のランク、受理会議の結果、対応方針
- ・虐待事例の援助計画（通告相談日、虐待区分、虐待者、緊急度、重症度、アセスメント、確認結果）
- ・援助計画書（弁護士検討会資料）（所属集団、虐待番号、居住区、担当弁護士、緊急度、通報内容、介入方法、現状と課題、助言指導）
- ・援助計画書（権利擁護部会資料）（アセスメント区分、確認結果、調査結果と援助方針、援助計画、一時保護先、解除後の処置）
- ・一時保護決定及び記録（保護目的、一時保護歴、保護上の注意、保護・疾病、健康保険）

18 ◎援助

- ・受診券（公費負担者番号、受給者番号、施設名、保険証の有無、保険証の記号番号、交付年月日、交付番号）
- ・指導（指導委託）措置決定通知書（理由、指導者等指名）
- ・措置決定通知書（委託年月日、理由、施設又は里親）

19 ◎一時保護

- ・行動記録（様子、所見）
- ・通院状況（処方、受診状況）
- ・一時保護所児童個別支援プログラム（入所の目的、保護解除の要件、基本的な支援方針、行動観察の視点、児童の目標、児童の目標のフォローアップ、本児の特徴的な行動、本児の特徴的な行動の裏に隠れているだろう気持ち、本児の特徴的な行動への対応、個別支援プログラムの見直し）
- ・一時保護所児童観察記録票（入所時の状況、身体健康状態、学習状況、生活習慣、対人関係、性格、行動特徴、児童の考え方、保護所、担当者所見、今後の方針）
- ・一時保護決定通知書（一時保護開始日、一時保護する施設等、一時保護開始理由、参考事項）
- ・一時保護解除決定通知書（一時保護解除日）

20 ◎里親

- ・里親支援記録
- ・里親申請者調査票（受付年月日、受付機関、里親申請者、同居の家族、里親の種類、委託児童、申請の動機、児童の養育に対する理解・熱意、養育方針、住居の状況、家庭内の雰囲気、地域の状況、教育環境、家庭の経済状況、参考事項、調査年月日、調査者、児童相談所長の意見）
- ・里親名簿（登録番号、職業、健康状態、里親の種類、里親研修終了年月日、希望児童）

福祉情報システム（児童相談機能等）から児童相談システムへ移行される情報（児童相談所機能等）

1 ◎資格

- ・ケース番号
- ・担当者
- ・管内区分
- ・原籍区
- ・保護者続柄
- ・受付方法
- ・経路区分
- ・受付区分
- ・受 いじめ
- ・受 売春被害
- ・受 特児扶
- ・受 里親
- ・受 精密検査
- ・虐待者
- ・虐待内容
- ・学校
- ・在学区分
- ・本籍地
- ・処理区分 1
- ・処理区分 2
- ・家裁 27条
- ・入所待機
- ・保護 延長区分
- ・保護 処置区分
- ・保護 委託先
- ・保護 受付方法
- ・委託番号 1
- ・委託番号 2
- ・委託 警察コード
- ・委託 警察係
- ・委託 警察担当
- ・通報 警察コード
- ・通報 警察係
- ・通報 警察担当
- ・委託 施設コード
- ・委託 施設里親区分
- ・委託 病院コード
- ・保護 相談日
- ・保護 始 日

- ・保護 始 時
- ・保護 始 分
- ・保護 終 日
- ・保護 終 時
- ・保護 終 分
- ・保護 日数
- ・相談日
- ・終了日
- ・判定日
- ・措置開始日
- ・措置解除日
- ・過誤削除日
- ・備考
- ・行政区
- ・更新情報生成日時
- ・更新情報更新日時
- ・更新情報生成ユーザ
- ・更新情報更新ユーザ
- ・更新情報プログラム
- ・更新情報回数
- ・職業指導区分

2 福祉個人履歴

- ・個人番号
- ・履歴番号
- ・受給者F
- ・住基 通称名切替F
- ・氏名変更F
- ・氏名変更日
- ・福祉 氏名文字数
- ・福祉 外字属性
- ・福祉 漢字氏名
- ・福祉 カナ氏名
- ・福祉 清音カナ氏名
- ・住基 氏名文字数
- ・住基 外字属性
- ・住基 漢字氏名
- ・住基 カナ氏名
- ・住基 清音カナ氏名
- ・通称 外字属性
- ・通称 漢字氏名
- ・通称 カナ氏名
- ・通称 清音カナ氏名

- ・住基 前外字属性
- ・住基 前漢字氏名
- ・住基 前カナ氏名
- ・住基 前清音カナ氏名
- ・居所入力F
- ・居所入力日
- ・居所 郵便NO
- ・居所 郵便番号
- ・居所 都道府県コード
- ・居所 市区町村コード
- ・居所 町通大字コード
- ・居所 丁目字コード
- ・居所 漢字番地
- ・居所 方書文字数
- ・居所 方書
- ・居所 表示住所1
- ・居所 住所文字数
- ・居所 表示住所2
- ・住基入力F
- ・住基 郵便NO
- ・住基 郵便番号
- ・住基 都道府県コード
- ・住基 市区町村コード
- ・住基 町通大字コード
- ・住基 丁目字コード
- ・住基 漢字番地
- ・住基 方書文字数
- ・住基 方書
- ・住基 表示住所1
- ・住基 表示住所2
- ・前 都道府県コード
- ・前 市区町村コード
- ・前 町通大字コード
- ・前 丁目字コード
- ・前 漢字住所
- ・転出 郵便NO
- ・転出 郵便番号
- ・転出 都道府県コード
- ・転出 市区町村コード
- ・転出 町通大字コード
- ・転出 丁目字コード
- ・転出 漢字住所
- ・性別

- ・生年月日
- ・続柄 1
- ・続柄 2
- ・続柄 3
- ・本籍 都道府県コード
- ・本籍 市区町村コード
- ・本籍 町通大字コード
- ・本籍 丁目字コード
- ・本籍 漢字住所
- ・本籍 筆頭者外字属性
- ・本籍 筆頭者名
- ・世帯 世帯番号
- ・世帯 世帯主外字属性
- ・世帯 世帯主漢字氏名
- ・世帯 世帯主カナ氏名
- ・国籍コード
- ・住登区分
- ・改製日
- ・住民 住民日
- ・住民 届出日
- ・住定 異動事由
- ・住定 住定日
- ・住定 届出日
- ・転出 予定日
- ・転出 実定日
- ・転出 届出日
- ・消除 異動事由
- ・消除 消除日
- ・異動 異動事由
- ・異動 異動区分
- ・異動 異動日
- ・異動 届出日
- ・住登外 登録日
- ・自宅 電話番号
- ・勤務先 電話番号
- ・FAX番号
- ・予備 電話番号
- ・電話メモ 1
- ・電話メモ 2
- ・備考 1
- ・備考 2
- ・国保 記号番号
- ・国保 取得日

- ・国保 損失日
- ・国保 退職者医療区分
- ・国保 該当日
- ・国保 非該当日
- ・年金 記号番号
- ・年金 取変日
- ・年金 損失日
- ・年金 種別
- ・児童 開始年月
- ・児童 終了年月
- ・支所コード
- ・出張所コード
- ・桁あふれF
- ・外字F
- ・福祉住登外F
- ・外国人F
- ・仮登録F
- ・更新情報更新日時
- ・更新情報更新ユーザ
- ・第2 氏名文字数
- ・第2 外字属性
- ・第2 漢字氏名
- ・第2 カナ氏名
- ・第2 清音カナ氏名
- ◎DV該当フラグ
- ◎DV該当年月日
- ◎DV解除年月日

3 ◎福祉DV情報履歴

- ・福祉DVフラグ
- ・福祉DV設定日
- ・福祉DV解除日
- ・更新情報生成日時
- ・更新情報生成ユーザ
- ・更新情報更新日時
- ・更新情報更新ユーザ
- ・更新情報プログラム
- ・更新情報処理モード
- ・更新情報回数
- ・組織名称

4 世帯

- ・続柄

- ・同居区分
- ・最多収入者
- ・世帯区分
- ・調査日
- ・有効日
- ・廃止日
- ・廃止区分
- ・削除日
- ・削除区分
- ・更新情報生成日時
- ・更新情報更新日時
- ・更新情報端末
- ・更新情報生成ユーザ
- ・更新情報更新ユーザ
- ・更新情報プログラム
- ・更新情報処理モード
- ・更新情報回数

◎虐待ナビシステムから児童相談システムへ移行される情報
(児童相談所機能等)

- ・記録が作成された日時(日)
- ・事例番号
- ・児童氏名(フリガナ)
- ・児童氏名(氏名)
- ・虐待の程度(有、無、疑い)
- ・個々の記録にかかる管理番号
- ・記録が作成された日時(日)
- ・記録が作成された日時(時間)
- ・受理日(相談受付日)
- ・アセスメント結果
- ・緊急度
- ・重症度
- ・通告者 氏名
- ・通告者 電話番号
- ・通告者 児童との関係
- ・通告者 郵便番号上桁
- ・通告者 郵便番号下桁
- ・通告者 都道府県
- ・通告者 現住所1
- ・通告者 現住所2
- ・通告者 今後の連絡

- ・通告者 相手に対する通告内容の告知
- ・通報内容 いつ
- ・通報内容 時刻
- ・通報内容 どこで
- ・通報内容 どこで その他
- ・通報内容 状況
- ・通報内容 結果
- ・通報内容 頻度
- ・通報内容 頻度年
- ・通報内容 頻度月
- ・通報内容 頻度過去の回数
- ・通報内容 頻度 その他
- ・通報内容 種別
- ・通報内容 通告者の対応 虐待者は通告を知っているか
- ・通報内容 他の機関に連絡をしたか
- ・通報内容 他の機関に連絡をした場合の他の機関名
- ・記録が作成された日時
- ・個々の記録にかかる管理番号
- ・生年月日
- ・担当弁護士
- ・コンタクトログ 日付
- ・コンタクトログ 時間
- ・コンタクトログ 内容

神市参住第 866 号
平成 30 年 9 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

児童相談システムの改修に伴う住民基本台帳情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」)

担当：市民参画推進局参画推進部住民課

児童相談システムの改修に伴う住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

1 基本情報

- ・ 氏名（漢字／カナ氏名／アルファベット氏名／通称名）
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 年齢
- ・ 住記世帯番号
- ・ 住記個人番号
- ・ 世帯主氏名
- ・ 筆頭者
- ・ 住所（郵便番号・現住所・本籍地・転前住所・転先住所・コード）
- ・ 続柄
- ・ 異動事由
- ・ 異動年月日
- ・ 住民年月日
- ・ 住民種別
- ・ 国籍

神保保第 777 号
平成 30 年 9 月 4 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

児童相談システムの改修に伴う乳幼児健康診査等の情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」)

担当：保健福祉局保健所保健課

児童相談システムの改修に伴う乳幼児健康診査等の情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

こうべ健康いきいきサポートシステムから児童相談システムへ下記の情報を連携する

1 妊娠届出書届出者情報

- ・ 交付年月日
- ・ 分娩予定日
- ・ 妊娠週数
- ・ 出生順位
- ・ 健診受診状況
- ・ 検査内容
- ・ 妊娠前の身長・体重
- ・ 妊娠および出産後の生活環境
- ・ 不安・相談内容
- ・ 既往・現病歴
- ・ 継続支援の有無

2 妊婦健診受診者情報

- ・ 実施年月日
- ・ 診察結果
- ・ 総合所見

3 産婦健康診査受診者情報

- ・ 実施年月日
- ・ 実施場所
- ・ 分娩年月日
- ・ 診査項目（問診・診察、体重・血圧測定、尿検査（蛋白・糖）、エジンバラ産後うつ病質問票）
- ・ 診査結果（異常なし、継続フォロー。継続フォローの場合は「当院フォロー」「他科・他院紹介」「居住区へ情報提供」の該当項目）
- ・ 産後うつ指標（エジンバラ産後うつ病質問票の結果）

4 新生児訪問指導・乳幼児健診受診者情報

- ・ 受診者問診情報
- ・ 問診票記入者
- ・ 在胎週数
- ・ 既往歴
- ・ 家族歴
- ・ 検査実施状況
- ・ 産後うつ指標
- ・ 健診受診歴
- ・ 発達状況

- ・身体状況
- ・育児状況
- ・食事状況
- ・口腔関連状況

児童相談システムの改修について

1 趣旨

(1) 児童相談所機能等の追加について

こども家庭センター（児童相談所）においては、児童虐待に係る通告・相談の受付、調査・診断の実施、受理や援助の判断、一時保護要否の判断、の業務を行うにあたり、現在、福祉情報システム及び虐待ナビシステムを利用しているが、この度、児童相談システム内に「児童相談所機能等」を追加して、福祉情報システム内の児童相談機能、及び虐待ナビシステムの機能を移行する。併せて、児童虐待以外に、非行、育成、養護、障害などの業務に対応できるよう、機能拡充を行なう。

(2) 特定妊婦に係る項目の追加について

こども家庭支援課（区役所・支所）においては、児童虐待に関する通告・相談の受付及び対応業務を行うにあたり、現在、児童相談システム、こうべ健康いきいきサポートシステム及び福祉情報システムを利用している。この度、妊娠早期から出産後の児の養育について支援が必要と考えられる要支援者を把握し、児童虐待を未然に防止するために、児童相談システム内に「特定妊婦」に係る項目を追加する。

(3) 住記システム及びこうべ健康いきいきサポートシステムとの連携について

児童相談システムを住記システムと連携し、児童相談システムに登録している世帯について最新の住基情報を反映する。また、いきいきサポートシステムとも連携させ、妊娠届出書、妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査の情報を児童相談システム内に取り込む。

2 業務の概要

(1) 児童相談所機能等の追加について

従前、こども家庭センター（児童相談所）においては、福祉情報システム及び虐待ナビシステムを利用していたが、

- ①福祉情報システム（児童相談機能等）は福祉行政報告例への対応など統計機能を主としたものであり、対象児童の状況や背景、援助内容やその評価などの詳細を記録する機能を有していないこと、
- ②虐待ナビシステムは統計機能にとどまらず、受理や援助にかかる判断・決定に必要な資料の作成や、その基礎となる相談・調査・検査結果を記録する機能を有していたが、あくまで児童虐待のみを対象としたシステムであり、こども家庭センターが所掌するその他の業務（非行や育成、養護、障害等）は対象外であること、

等の、各システムの機能及び対象範囲の限界により、こども家庭センターの業務は複数のシステムと手作業（紙ファイル等）の併用により行われており、関係職員間の必要な情報共有が効率的にはできていない、という問題点があった。

このため、児童相談システム内に「児童相談所機能等」を追加して、児童相談所における各種業務に必要な情報を集約し、関係職員が適宜システム上で確認することができるようにする。

また、児童虐待に関する緊急時には、権限を付与された職員が他部署（こども家庭センター及び各区・支所）で登録・対応している児童情報を閲覧することを可能とすることで、児童虐待の早期把握・対応を図る（児童虐待防止法第13条の4）。

（2）特定妊婦に係る項目の追加について

従来、妊婦に対する支援は、母子保健法に基づく母子保健業務においてのみ行ってきたが、平成28年の児童福祉法の改正により、出産後の児の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦が「特定妊婦」と定義され、本市では児童虐待を未然に防止するという観点で特定妊婦に係る相談受付・対応を行っている。そのため、児童虐待に係る事務処理を行う児童相談システム内に「特定妊婦」に係る項目を追加し、特定妊婦に関する支援に必要な情報を集約し、相談・支援業務に活用する。

（3）住記システム及びこうべ健康いきいきサポートシステムとの連携について

児童相談システムは従前、住記システムとは連携しておらず、福祉情報システムやいきいきサポートシステムの閲覧により把握した住記情報を手入力していた。この度、住記システムから住記情報を直接取り込み、住記個人番号をキーとして児童相談システムに登録されている世帯と紐付けることにより、児童虐待等の対応に不可欠な、最新の世帯状況を正確に把握することが可能となる。

また、従来、児童相談に係る乳幼児健康診査等の情報については、こうべ健康いきいきサポートシステムを閲覧の上、必要な情報を収集し、児童相談システムへ手入力していた。この度、こうべ健康いきいきサポートシステムから、住記個人番号をキーとして、対象児童又は妊産婦の児童相談に係る妊娠届出書、妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児訪問指導・乳幼児健康診査の情報を児童相談システム内に取り込むことにより、児童相談に係る情報を集約し、正確な把握を図る。

3 効果

- （1）住記システムから住民記録データを取得することで、データ収集の迅速性、正確性が向上する。
- （2）こうべ健康いきいきサポートシステムから児童相談に係る乳幼児健康診査等の情報を取得し、対象児童又は妊産婦と紐付けて管理することにより、母子の状態を正確・迅速に把握することができ、緊急時の早期対応が可能となる。
- （3）こども家庭センターへ児童相談システムを導入することで、緊急時に区とこども家庭センターとの情報共有を図ることができ、迅速な対応が可能となる。
- （4）児童相談所機能の追加により、児童虐待・非行・育成・養護・障害など児童相談所の各種業務に関して、児童福祉司、児童心理司、医師、一時保護所の関係職員が必要な情報を児童相談システムから適宜取得することが可能となり、正確な情報に基づいた、より迅速・適切な対応に資することができる。

4 実施計画

(1) 住記システム及びこうべ健康いきいきサポートシステムとの連携

～平成 30 年 9 月 児童相談システム改修、テスト
平成 30 年 10 月 運用開始

(2) こども家庭センターへの導入

～平成 30 年 11 月 児童相談システム改修、テスト
平成 30 年 12 月 運用開始

5 処理件数

養護相談件数	約	2, 100 件 (年間)
(内児童虐待相談)	約	1, 500 件)
障害相談件数	約	5, 100 件 (年間)
非行相談件数	約	300 件 (年間)
育成相談件数	約	400 件 (年間)
特定妊婦数	約	200 件 (年間)
住記システム連携件数	約	16, 000 件 (年間)

(参考) こうべ健康いきいきサポートシステムにおける

- ・妊娠届出書 約 13, 000 件 (年間)
- ・妊婦健康診査 約 182, 000 件 (年間)
- ・新生児訪問指導 約 13, 000 件 (年間)
- ・乳幼児健康診査 約 52, 000 件 (年間)

の取扱いのうち、児童相談システムで登録されている妊婦及び児童に係るデータを児童相談システムへ連携する。

6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、児童相談システムで承認された取扱いに準じて、以下の通り厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- (ア) 児童相談システム端末機 (区役所、こども家庭センター、本庁) の操作にあたっては、ID とパスワードによる個人認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定するだけでなく、業務ごとに操作できる職員を限定する。
- (イ) 個人情報に係るデータベースについては、端末機には保存せず、仮想サーバ内の児童相談システム専用サーバに保存する。
- (ウ) 端末機とサーバは、LGWAN (総合行政ネットワーク) を除き外部のネットワークとは繋がっていない庁内基幹業務系 NW により接続し、本システム用端末機以外の端末機からのアクセスを遮断する。これにより、外部等からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウィルスからの感染を防止する。

- (エ)区役所及びこども家庭センター設置端末機から USB メモリ等の外部記録媒体へのデータ書き込み及びデスクトップ等へのデータ保存を禁止する。
- (オ) 区役所及びこども家庭センター設置端末機からシステム関連ファイルへのアクセスを制限する。
- (カ)本庁及びこども家庭センターの管理用端末機にはハードディスクへのデータ保存を可能とするが保存する際は暗号化する。
- (キ)サーバ、端末機のウィルス対策ソフトウェアのウィルス定義更新は、庁内基幹業務系 NW を通じて自動配信を受ける。

(2) 運用上の保護

- (ア)端末機を利用する際のパスワードは定期的に変更するとともに、端末機の実操作状況をサーバに記録する。
- (イ)保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなど記録の内容を復元できない状態にして破棄する。
- (ウ)保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。
- (エ)個人情報の適正な取扱を確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

【参考】 特定妊婦について

児童虐待防止法第6条の3第5項で、特定妊婦は出産後の養育について出産において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦と定義されている。また「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の各報告（第1次～第13次）で、0歳児、特に生後0か月児や日齢0日児が死亡事例の多数を占めていることが明らかになり、妊娠期からの切れ目のない支援が重要であると示された。

本市では「支援を要する妊婦のチェックリスト（神戸様式）」にて、特に出産後の児童虐待のリスクが高く妊娠中から支援が必要と判断された妊婦を特定妊婦とし、胎児及び出産直後の児に対して虐待に発展しないよう予防的な支援を行っている。

【特定妊婦の例】

- ・胎児のきょうだいへの虐待歴がある。
- ・過去に心中未遂歴がある。
- ・妊婦健康診査未受診、受診中断がある（飛び込み出産を含む）。
- ・住所不定・転居を繰り返している。

【参考】関連システムについて

(1) 児童相談システム

児童相談システムは、児童虐待の相談・支援等の詳細な履歴情報を蓄積し、児童の進捗管理をすると共に、福祉行政報告例等の統計処理、保健師等の業務管理を行うシステムとして、平成 23 年 9 月に個人情報保護審議会に諮問し答申を受け、平成 24 年 4 月から庁内基幹業務系 NW で運用している。また、平成 28 年 3 月より、児童相談システムのサーバは仮想化基盤へ移行している。

(2) こうべ健康いきいきサポートシステムについて

こうべ健康いきいきサポートシステムは、妊娠期から就学前までの母子保健情報をデータベース化することにより、当該情報を総合的かつ迅速に把握、活用し、乳幼児健診等のサービスを市民に提供するとともに、地域・年代別・時系列によりデータを分析して施策の検討に活用し、乳幼児健診の受診票等の帳票も出力をするシステムとして、平成 28 年 9 月に個人情報保護審議会に諮問し答申を受け、平成 28 年 11 月から庁内基幹業務系 NW で運用している。サーバは保健所保健課が管理している。

(3) 福祉情報システム（児童相談機能）

こども家庭センターで受け付けた相談について、相談経路・主訴・援助方針などを入力し、福祉行政報告例の集計などを行う。

また、一時保護を行った場合は、その開始日・委託先などを入力し、保護者宛の決定通知や委託先への通知を出力する。

福祉情報システムは全体として住基や税システムの情報提供を受けており、児童相談機能としてもこれを利用している（児童虐待防止法第 13 条の 4）。

統計や一部の連絡関係書類作成に特化したシステムであるため、児童相談システムにデータ移行後平成 30 年 12 月をもって廃止する。

(4) 虐待ナビシステム

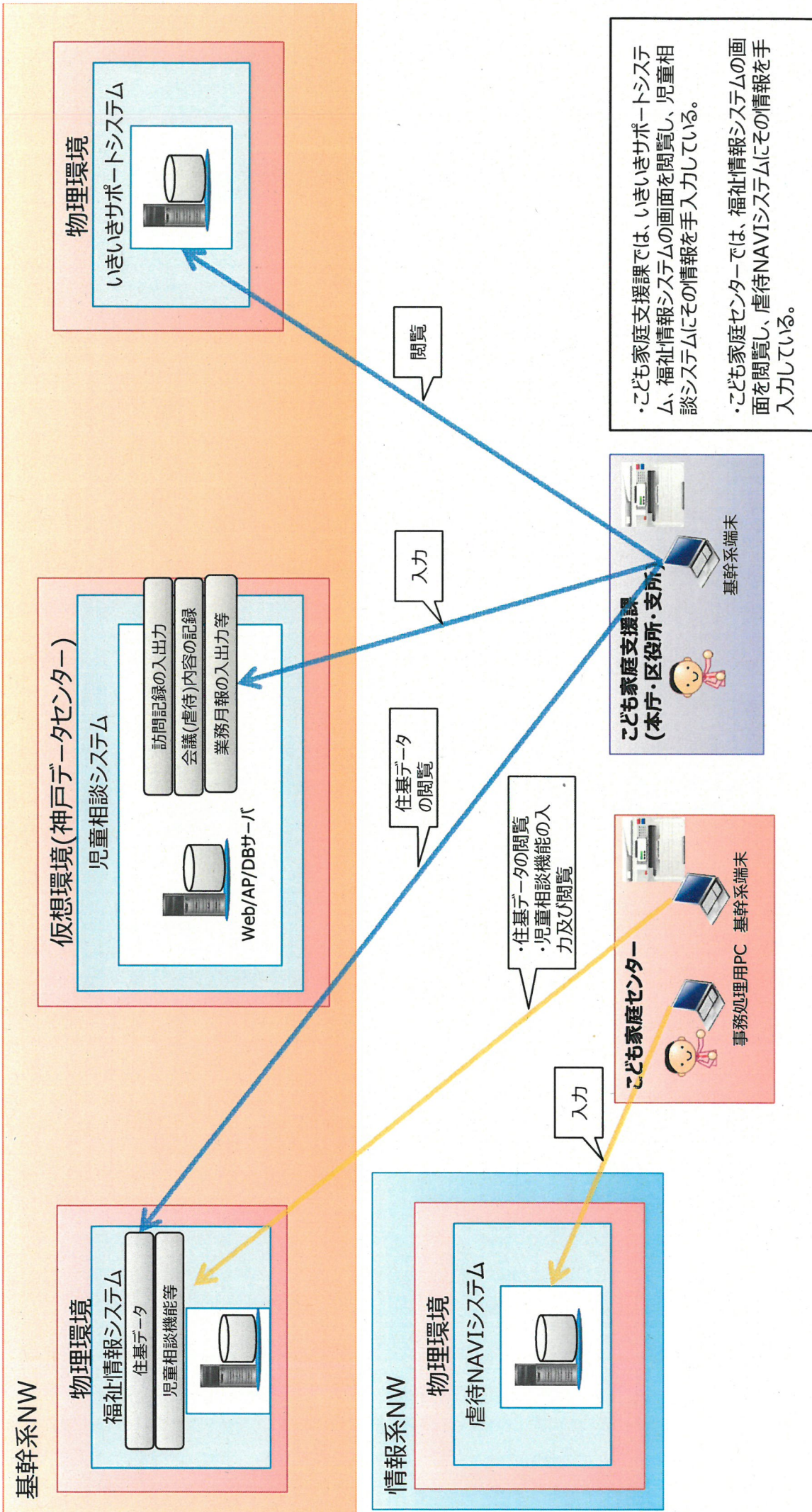
児童虐待にかかる事案の記録及び照会に特化したシステムで、通告・相談時の児童の基本情報及び通告内容、措置結果、支援記録、各種会議記録などを入力し、この情報を援助計画書、弁護士検討会資料、権利擁護部会諮問資料などの帳票資料として編集出力する機能を有する。

また、過去に関わりや支援を行った被虐待児童の検索及び支援記録の閲覧及び再評価時期の管理機能も有する。

児童の基本情報（住所、氏名、生年月日等）については住基等との連動はないため、福祉情報システムを閲覧し入力している。

平成 28 年 4 月に個人情報保護審議会に諮問し答申を受け、運用してきたが、虐待関係の記録管理に特化したシステムであるため、児童相談システムにデータ移行後平成 30 年度をもって廃止する予定である。

現行環境



新環境

対象範囲:

